

汚水処理単価の状況(m³あたり)

資料 2-1

単位:円

		汚水処理原価 A + B	うち	うち
			維持管理費単価 A	資本費単価 B
公共下水道	100人/ha以上	119	56	63
	75~100人/ha	127	56	71
	50~75人/ha	153	69	84
	25~50人/ha	183	84	99
	25人/ha未満	236	118	118
特定環境公共下水道 集落排水*1 浄化槽*2		274	172	102
全事業(流域・特公は除く)		154	73	80

(参考1) 以下の仮定を置いた 資本費単価 ・H18年度の分流式下水道に係 る見直しを行わないと仮定 ・高資本費対策がないと仮定	(参考2) 以下の仮定を置いた 資本費単価 ・H18年度の分流式下水道に係 る見直しを反映 ・高資本費対策がないと仮定	(参考3) (再掲) Bの資本費単価 ・H18年度の分流式下水道に係 る見直しを反映 ・高資本費対策を反映
66	63	63
84	71	71
157	85	84
236	112	99
393	161	118
505	145	102
160	87	80

*1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

*2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

経費回収率の状況(平成25年度)

資料 2-2

		経費回収率 (平成25年度)
公共下水道	100人/ha以上	104.9%
	75～100人/ha	99.2%
	50～75人/ha	92.4%
	25～50人/ha	84.2%
	25人/ha未満	67.6%
特定環境公共下水道 集落排水*1 浄化槽*2		56.0%
全事業*3		76.7%

*1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

*2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

*3 流域下水道及び特定公共下水道を含む

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水資本費} + \text{汚水維持管理費}} \quad \text{※資本費} = \text{企業債利子} + \text{減価償却費(法非適は元金償還金)}$$

合流式下水道と分流式下水道の雨・汚水資本費比率(公共下水道)

資料 2-3

○ H15決算(供用開始後25年以上)

	処理区域内人口	事業数	雨水資本費	汚水資本費 (分流式を含む)
合流管事業 (合流管比率 50%以上)	5万人未満	4	51%	49%
	5~10万人	4	56%	44%
	10~30万人	13	58%	42%
	30万人以上	5	61%	39%
	合計	26	61%	39%
分流通事業 (分流通のみ)	5万人未満	58	8%	92%
	5~10万人	37	12%	88%
	10~30万人	33	11%	89%
	30万人以上	5	9%	91%
	合計	133	10%	90%



○ H25決算(供用開始後25年以上)

	処理区域内人口	事業数	雨水資本費	汚水資本費 (分流式を含む)
合流管事業 (合流管比率 50%以上)	5万人未満	3	50%	50%
	5~10万人	4	51%	49%
	10~30万人	12	60%	40%
	30万人以上	5	61%	39%
	合計	24	61%	39%
分流通事業 (分流通のみ)	5万人未満	303	9%	91%
	5~10万人	111	10%	90%
	10~30万人	55	12%	88%
	30万人以上	7	13%	87%
	合計	476	10%	90%

○ H15決算(供用開始後15年以上)

	処理区域内人口	事業数	雨水資本費	汚水資本費 (分流式を含む)
合流管事業 (合流管比率 50%以上)	5万人未満	5	47%	53%
	5~10万人	4	56%	44%
	10~30万人	13	58%	42%
	30万人以上	5	61%	39%
	合計	27	61%	39%
分流通事業 (分流通のみ)	5万人未満	378	7%	93%
	5~10万人	80	9%	91%
	10~30万人	46	10%	90%
	30万人以上	5	9%	91%
	合計	509	9%	91%



○ H25決算(供用開始後15年以上)

	処理区域内人口	事業数	雨水資本費	汚水資本費 (分流式を含む)
合流管事業 (合流管比率 50%以上)	5万人未満	3	50%	50%
	5~10万人	4	51%	49%
	10~30万人	12	60%	40%
	30万人以上	5	61%	39%
	合計	24	61%	39%
分流通事業 (分流通のみ)	5万人未満	627	7%	93%
	5~10万人	123	9%	91%
	10~30万人	60	12%	88%
	30万人以上	7	13%	87%
	合計	817	9%	91%

資本費に係る交付税措置額の状況(全団体、平成25年度)

資料 2-4

(単位:億円)

		繰入額	交付税 措置額 *2		(参考) 料金水準 (円/20m ³ ・月)*3
		A	B	B/A	
公共 下水道	東京都	1,536	893	58.1%	1,974
	100人/ha以上 (東京都除く)	1,304	1,307	100.2%	1,751
	100~75人/ha	1,618	1,415	87.5%	1,883
	75~50人/ha	1,938	1,601	82.6%	2,224
	50~25人/ha	3,414	2,407	70.5%	2,789
	25人/ha未満	630	373	59.2%	3,065
特環、集排、浄化槽		2,178	1,132	52.0%	3,069
合計 *1		12,618	9,128	72.3%	2,931

*1 流域・特公以外の下水道を対象とし、資本費の繰入金のうち高度処理費、普及特別対策分、臨時財政特例債等分、臨時措置分及び枠外債等分を除いている。

*2 単位費用措置分を除く。

*3 料金水準(円/20m³・月)とは、各事業の一般家庭における20m³あたりの使用料を単純平均して算定した値

資本費に係る交付税措置額の状況(公防債対象団体のみ、平成25年度)

(単位:億円)

		繰入額	交付税 措置額 *2		(参考) 料金水準 (円/20㎡・月) *3
		A	B	B/A	
公共 下水道	東京都	1,536	893	58.1%	1,974
	100人/ha以上 (東京都除く)	1,304	1,307	100.2%	1,751
	100～75人/ha	1,596	1,404	88.0%	1,878
	75～50人/ha	1,257	1,099	87.4%	2,112
	50～25人/ha	1,039	784	75.5%	2,503
	25人/ha未満	36	24	66.7%	2,625
特環、集排、浄化槽		95	115	120.6%	2,245
合計(東京都除く) *1		5,327	4,733	88.8%	2,162

*1 流域・特公以外の下水道を対象とし、資本費の繰入金のうち高度処理費、普及特別対策分、臨時財政特例債等分、臨時措置分及び枠外債等分を除いている。

*2 単位費用措置分を除く。

*3 料金水準(円/20㎡・月)とは、各事業の一般家庭における20㎡あたりの使用料を単純平均して算定した値

資本費に係る交付税措置額の状況(公防債対象団体以外、平成25年度)

(単位:億円)

		繰入額	交付税 措置額 *2		(参考) 料金水準 (円/20㎡・月) *3
		A	B	B/A	
公共 下水道	東京都	0	0	-	1,974
	100人/ha以上 (東京都除く)	0	0	-	1,462
	100～75人/ha	22	11	50.0%	1,958
	75～50人/ha	681	502	73.7%	2,358
	50～25人/ha	2,375	1,623	68.3%	2,846
	25人/ha未満	594	349	58.8%	3,076
特環、集排、浄化槽		2,083	1,017	48.8%	3,099
合計 *1		5,755	3,502	60.9%	3,032

*1 流域・特公以外の下水道を対象とし、資本費の繰入金のうち高度処理費、普及特別対策分、臨時財政特例債等分、臨時措置分及び枠外債等分を除いている。

*2 単位費用措置分を除く。

*3 料金水準(円/20㎡・月)とは、各事業の一般家庭における20㎡あたりの使用料を単純平均して算定した値

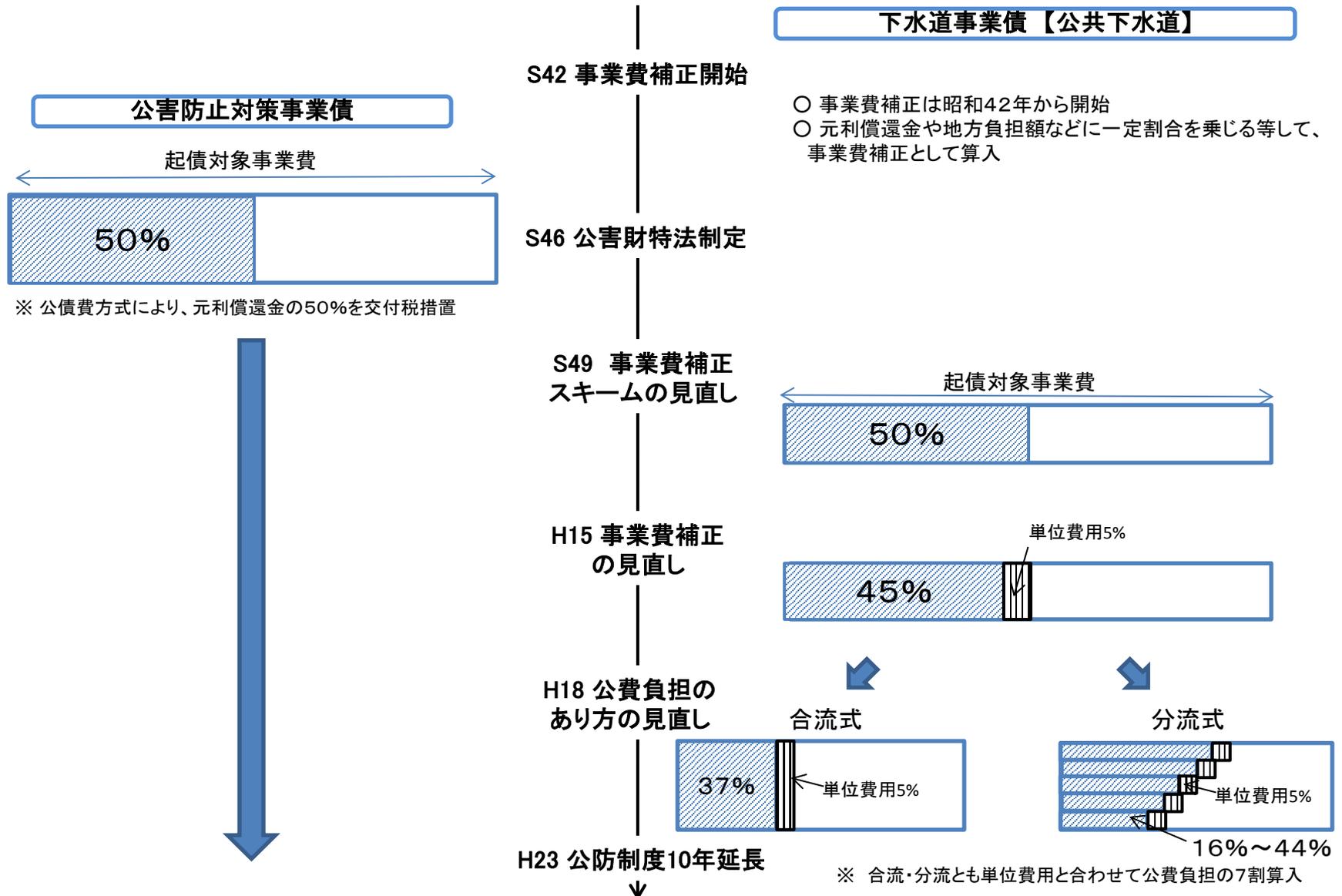
		通常の下水道事業債	公害防止事業債
元利償還金への措置	繰出基準	<p>[共通] 雨水処理費 + 分流式下水道(汚水)の一部(収入でまかなえないもの)</p> <p>※地方団体の実際の繰出基準のパターン</p> <p>①雨水のみ ②雨水+分流式(汚水)×2~6割 ③雨水+分流式(汚水)のうち料金(3,000円/20㎡以上)で回収できない部分</p>	
	交付税措置	<p>合流式 42% (事業費補正37%、単位費用5%)</p> <p>分流式・集排・浄化槽 21%~49% (事業費補正16%~44%、単位費用5%)</p>	50%(公債費)

下水道事業債(通常分)及び公害防止事業債の交付税措置率の推移

資料 2-6

公害財特法第4条・第5条、地方交付税法附則第5条の規定により、公害防止事業債については、通常の下水道事業債と比較して、特別の交付税措置が講じられている。

※  は交付税措置。下図の%は事業費補正等(単位費用等を除く)の算入率



汚水処理人口普及率の推移

資料 2-7

	H21	H25
公防債対象団体	91.4%	93.2%
公防債非対象団体	77.1%	81.7%

* 汚水処理人口普及率とは、公共下水道等、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティプラントなどの各汚水処理施設の処理区域内人口を総人口(住民基本台帳人口)で除したもの